

造林事業請負標準仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条** この標準仕様書は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施する造林事業請負に適用する。
2. この標準仕様書は、造林事業請負の実行に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、別に定める各森林管理局長が定める仕様書(以下「森林管理局仕様書」という。)及び特記仕様書によるものとする。
3. 契約図書、図面、森林管理局仕様書及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕様書に優先するものとする。
4. 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実行するものとする。
5. 請負者は、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業実行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。また、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、国有林野事業造林事業請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第25条に定める内容の措置等を行う場合は、この限りではない。

(用語の定義)

第2条 この標準仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 監督職員とは、現場監督業務を担当し、請負者に対し必要な指示、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査等を行う者をいう。
- (2) 契約図書とは、契約書、請負契約約款及び設計図書をいう。
- (3) 設計図書とは、標準仕様書、森林管理局仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 仕様書とは、本標準仕様書、森林管理局仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (5) 標準仕様書とは、造林事業請負の実行に関する一般的事項を示したものである。
- (6) 森林管理局仕様書とは、各森林管理局長が各作業の具体的な実行方法の基準等を示したものである。
- (7) 特記仕様書とは、個々の事業における固有の技術的要求、特別な事項等を定めたものである。
- (8) 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
- (10) 事業計画書とは、請負契約約款第3条の規定に基づくものをいう。
- (11) 指示とは、監督職員が請負者に対し、事業実行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- (12) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と請負者が書面により同意

することをいう。

(13) 報告とは、請負者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について知らせることをいう。

(14) 連絡とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、事業実行に関する事項について知らせることをいう。

(15) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日が記載され、署名又は押印があるもの（ファクシミリ等により伝達されたものを除く。）を有効とする。

(16) 立会いとは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

(17) 検査とは、監督職員が事業の実行に関して、設計図書に基づき出来形、材料、規格、仕上がり状況等についての確認をいう。

(18) 完了検査とは、検査職員が請負契約約款に基づいて給付の完了の確認をいう。

(19) 検査職員とは、請負契約約款の規定に基づき、完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第31条に基づく部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。

(20) 確認とは、事業の実行に関して請負者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。

(21) 同等以上の品質とは、設計図書に指定がない場合にあっては、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。

(22) 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

(23) 事業着手とは、始期日以降に実際の事業のための準備作業（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）に着手することをいう。

(24) 現場とは、事業を実行する場所、事業の実行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

(25) 提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(26) 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

（監督職員の指示等）

第3条 監督職員は、請負契約約款第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、請負者に口頭により指示若しくは了承したとき又は請負者から口頭により報告若しくは連絡を受けたときは、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。

2. 請負者は、監督職員から口頭で指示を受けたとき若しくは了承を得たとき又は監督職員に口頭で報告若しくは連絡したときは、その内容を書面に記載しておくものとする。

3. 監督職員及び請負者は、前2項に基づき記載した連絡及び指示等について、後日その書面に記載したものを双方で突き合わせるものとする。

（事業現場の管理）

第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2. 請負者は、事業実行中監督職員及び道路管理者等の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの事業方法の採用をしてはならない。

3. 請負者は、事業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
4. 請負者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
5. 請負者は、火薬、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
6. 請負者は、事業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵等を設け、また、立入禁止の標示をする等十分な規制措置を講じなければならない。
7. 請負者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、請負者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した標示板等を設置しなければならない。
8. 請負者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。
9. 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(事業中の安全確保)

- 第5条** 請負者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
2. 請負者は、使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
 3. 請負者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。
 4. 請負者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
 5. 請負者は、安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
 - (1) 当該事業内容等の周知徹底
 - (2) 安全作業の周知徹底
 - (3) 当該現場で予想される事故対策
 - (4) 当該事業における災害対策訓練
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
 6. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業中の安全を確保しなければならない。
 7. 請負者は、事業現場が隣接している場合又は同一場所において別途造林事業若しくは製品生産事業若しくは工事がある場合は、請負業者間の安全な事業実施に関する緊密な情報交換を行うとともに

に、非常時における臨機の措置を定める等の調整を行うものとする。

8. 請負者は、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に林業機械等の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
9. 請負者は、事業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上実行方法及び実行時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の実行にあたっては、実行方法及び事業の進捗について十分に配慮しなければならない。

(事業計画書)

第6条 請負者は、事業着手前に当該事業の目的を達するために必要な手順や実行方法等について、事業計画書を発注者に提出しなければならない。

請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない。

この場合、請負者は、事業計画書に次の事項について記載するとともに、雨天又は荒天時等に配慮したものとしなければならない。

また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、請負者は、事業期間が短い場合等の簡易な事業においては、発注者の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 事業概要
 - (2) 事業工程表
 - (3) 現場組織表（「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、下請負がある場合は、各下請負者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。）
 - (4) 機械使用計画
 - (5) 材料納入計画
 - (6) 安全管理計画
 - (7) 緊急時の体制及び対応
 - (8) その他
2. 請負者は、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事業に着手する前に、変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
 3. 監督職員が指示した事項については、請負者は、更に詳細な事業計画書を提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第7条 請負者は、支給材料の提供を受けた場合には、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

2. 請負者は、事業完了時には、不用となった支給材料及び貸与品は、速やかに監督職員の指示する場所で、支給材料等返納明細書を添えて返還しなければならない。
3. 請負者は、機械器具等の貸与品については、機械器具等貸与申請書を提出して借り受け、借受物品返還書を添えて返還しなければならない。

(事業現場発生品)

第8条 請負者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(事業区域)

第9条 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

2. 請負者は、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さが変動しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。

ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

(事業実行中の環境への配慮)

第10条 請負者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。

2. 請負者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

3. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

(官公庁等への手続)

第11条 請負者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 請負者は、事業実行に当たり請負者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第12条 請負者は、関係法令及び事業実行に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用は、請負者の負担と責任において行わなければならない。

(実行管理)

第13条 請負者は、事業実行中は、別添「造林事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難しい場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示により他の方法によることができるものとする。

(1) 事業進捗状況の管理

(2) 出来形の管理（監督職員が指示した作業種に限る。）

(3) 実行記録写真の整理

(交通安全管理)

- 第14条** 請負者は、事業用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、請負契約約款第27条によるものとする。
2. 請負者は、事業用車両による事業用資材、機械等の輸送を伴う事業については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
 3. 請負者は、供用中の道路に係る事業の実行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
 4. 請負者は、設計図書において指定された事業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、事業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
 5. 請負者は、指定された事業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等が記載された計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。
 6. 請負者は、発注者が事業用道路に指定するもの以外の事業用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
 7. 請負者は、他の請負者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、当該請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
 8. 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を徴去しなくてはならない。

(事業中の検査又は確認)

- 第15条** 請負者は、設計図書に指定された事業中の検査又は確認のための監督職員の立会いに当たっては、あらかじめ監督職員に連絡しなければならない。
2. 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ事業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
 3. 請負者は、監督職員による検査及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料の整備をするものとする。
 4. 監督職員による検査及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
 5. 請負者は、請負契約約款第9条第2項第2号、第13条第2項又は第14条第1項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料の検査)に合格した場合であっても、請負契約約款第17条及び第30条に規定する義務を免れないものとする。

(完了検査)

第16条 完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第31条に基づく部分検査に当たっては、現場代理人その他立会いを求められた事業関係者が必ず立ち会って行わなければならない。

2. 請負者は、完了検査のために必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料を整備するとともに、測量その他の措置については、検査職員の指示に従わなければならない。

(跡片付け)

第17条 請負者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、事業期間内に完了しなければならない。

(文化財の保護)

第18条 請負者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業等文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

2. 請負者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

(調査・試験に対する協力)

第19条 請負者は、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示により協力しなければならない。

(事業の下請負)

第20条 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 請負者が、事業の実行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること

(2) 契約締結前には、下請負者が具体的に特定されていること。なお、事業実行中にやむを得ない自由で新たに下請負に付する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に発注者に協議すること

(3) 下請負者が押印した見積書の金額が、請負者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること

(4) 下請負者が指名停止期間中でないこと

(5) 下請負者は、当該下請負の実行能力を有すること

(6) 現場代理人は、請負者が直接雇用する者であること

2 請負者は、次の各号の書類を、下請負者から徴し、又は請負者が作成して、発注者に提出しなければならない。

(1) 請負者が作成する積算内訳書及び下請負者が押印した見積書

(2) 下請負に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを証する賃金台帳（下請負者が実質的に家族労働又はそれに類する場合であってこれらの書類が存在しないか、作成ができない又は困難である場合は、代替となる書類であっても差し支えない。）

(3) 下請負に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表

3 請負者は、各下請負者の実行の分担関係を表示した体系図を事業関係者及び公衆が見やすい場所

に掲示しなければならない。

(事故報告書)

第21条 請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を、指示する期日までに、提出しなければならない。

(設計図書の取扱い)

第22条 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、請負者が備えるものとする。

2. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面その他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(周辺住民との調整)

第23条 請負者は、事業の実行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

2. 請負者は、地元関係者等から事業の実行に関して苦情があった場合において、請負者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3. 請負者は、事業の実行上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、請負者は、交渉に先立ち監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。

4. 請負者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第2章 材 料

(適用範囲)

第24条 事業に使用する材料は、設計図書に示す品質及び規格によるものとする。

(材料の検査)

第25条 請負者は、設計図書に基づき材料を納入した場合は、数量、品質及び規格について検査し、その検査結果を野帳等に記録しておかななければならない。

2 監督職員は、必要に応じ、前項の検査記録の提出を請負者に請求できるものとし、請負者は、それに応じなければならない。

第3章 事業の実行

(一般)

第26条 各作業の実行に当たっては、第1章及び前章によるもののほか、本章によらなければならない。

2. 具体的な実行方法及び本章にない事項については、森林管理局仕様書及び特記仕様書によらなければならない。
3. 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱については、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。
4. 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
5. 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又は発生のおそれがある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。
ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要がある場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
6. 請負者は、事業に必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
7. 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。
8. 事業地内の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのないようにしなければならない。
9. 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

(地拵)

第27条 請負者は、地拵は、地際から刈払いし、又は伐倒しなければならない。

2. 請負者は、伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督職員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。

(植付)

第28条 請負者は、苗木の運搬については、根をこも、むしろ等に包み、堀取から植付までの間、乾燥、損傷等に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

2. 請負者は、苗木の運搬（携行）の際には必ず苗木袋を使用し、根は絶対に露出させてはならない。
3. 請負者は、苗木の掘取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。

また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督職員と協議し、幹巻き等の保護処置を講じなければならない。

4. 請負者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付を避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
5. 請負者は、植付のため植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
6. 請負者は、植付を、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間内に完了が困難になったときは、すみやかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。
7. 請負者は、気象状況により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止して監督職員と協議しなければならない。

(仮植)

第29条 請負者は、仮植地については、植栽予定地の近くに適潤地を選定し、事前に耕やしておく

なければならない。

(下刈)

第30条 請負者は、下刈に当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。

2. 請負者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。
3. 請負者は、下刈作業中、植栽木を損傷しないよう注意しなければならない。

(つる切)

第31条 請負者は、つる切に当たり、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。

2. 請負者は、植栽木に巻きついたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(除伐、除伐2類及び保育間伐)

第32条 請負者は、除伐、除伐2類及び保育間伐の実施に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は類似林分の選木状況に準じて対象木を選木しなければならない。

2. 請負者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 請負者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。
4. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
5. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
6. 請負者は、除伐、除伐2類及び保育間伐においては、目的樹種以外であっても、監督職員の指示に従い、植栽木のない箇所に生育する天然有用樹や尾根筋、沢筋に生育する有用樹及び林縁木（林分保護上必要な場合に限る。）について、保残するよう努めなければならない。

(枝打)

第33条 請負者は、枝打の対象木及び枝を打つ範囲（程度）については、標準地等の実施状況に準ずるか、監督職員の指示によらなければならない。

(病虫獣害防除)

第34条 請負者は、病虫獣害防除を行うに当たって薬剤を散布する場合は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件を考慮して散布しなければならない。特に、飲料水等の摂取場所については、留意しなければならない。

2. 請負者は、散布に当たっては、作業従事者に対し保護具等を着用させなければならない。
3. 請負者は、使用後の薬剤の容器等は、現地に放置するのではなく、持ち帰り適切に処分しなければならない。

(歩道新設・修繕)

第35条 請負者は、歩道の新設又は修繕に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。

2. 請負者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所については、排水溝を設けなければならない。

3. 請負者は、歩道の新設又は修繕により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督職員の指示によるものとする。

26鹿管第653号
契約の別冊

除伐、除伐２類及び保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

除間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を除間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- (1) 伐採の高さは、植栽木の生長助長並びに広葉樹の萌芽抑制等の除伐の目的を損なわない程度（概ね1m）とする。
- (2) 伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- (3) 造林木に巻きついたつるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。
- (4) 伐除した雑灌木等で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、引き落としておくこと。
- (5) 除草剤又は灯油によるつる枯殺と同時に行う場合は、別紙、除草剤使用仕様書及び、灯油使用仕様書に留意すること。

2. 留意事項

- (1) 自然に進入した天然性の有用樹は、監督職員の指示を受け植栽木の欠損している箇所では重点的に保残すること。特に、ケヤキ、ヤマグワ等の天然性の貴重樹は、極力保残すること。
- (2) 乙が選木する場合の除間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別添)

造林事業請負実行管理基準

1. 目 的

この基準は、造林事業請負の実行について、契約書類に定められた事業期間及び事業目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この基準は、造林事業請負標準仕様書第13条の規定に基づいて定めたものである。

3. 構 成

この基準に規定する実行管理の管理項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業進捗状況管理
 - (a) 事業工程表
 - (b) 事業区域の確認
 - (c) 事業日報
- (2) 出来形管理
 - (a) 出来形管理基準
 - (b) 出来形図面
- (3) 実行記録写真管理
 - (a) 実行記録写真の撮影要領
 - (b) 実行記録写真の撮影と整理

4. 管理の実施

- (1) 現場代理人は、作業の実施の都度、その結果を記録するとともに、その結果に基づいて適切な実行管理を行わなければならない。
- (2) 測定等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督職員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。
- (3) 実行管理の記録は、事業実行中現場事務所等に備え付け、常に監督職員の閲覧に供されるように、整理しておかなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 事業進捗状況管理

(a) 事業工程表

ア. 請負契約約款第3条に基づいて提出する事業計画書の事業工程表は、旬日計画表を原則とする。

イ. 事業の進行管理は、計画と実行とを対比させた事業工程表により行うものとする。

ウ. 事業工程表を変更する必要がある現場合は、遅滞なく変更事業工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。

(b) 事業区域の確認

ア. 実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、測量標、基準標、用地境界杭等を確認し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

(c) 事業日報

ア. 着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した作業日報を作成しておかなければならない。

(2) 出来形管理

(a) 出来形管理基準

ア. 歩道新設・修繕及び作業道新設・修繕の出来形管理の基準は、次によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示によるものとする。

(イ) 延長の基準は、設計値以上とし、全延長を測定するものとする。

(ロ) 幅員の基準は、設計値以上とし、50m毎に測定するものとする。

イ. 前項の出来形管理基準に適合しないものがあつた場合には、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(b) 出来形図面

ア. 出来形図面は、歩道新設及び作業道新設の場合に作成するものとし（監督職員の承諾を得た場合は、作成を省略することができる。）、それ以外の場合については、監督職員の指示によるものとする。

イ. 出来形図面作成の基本事項は、次の各号のとおりとする。

(イ) 出来形図は平面図とし、数量標示方式（延長等を計算するもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示によるものとする。

(ロ) 出来形の測量は、スチールテープ、コンパス等を使用し、測量線、寸法等の表示方法は監督職員の指示によるものとする。

ウ. 出来形の測量、図面等の作成に当たっては、前項の基本事項のほか、次の各号に留意しなければならない。

(イ) 測量等に携わる者は、実行管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、測定誤差等をなくすよう努めなければならない。

(ロ) 測量等に使用する機械器具は、常時現場に用意し、常に整備しておかなければならない。

(ハ) 測量等によって得られた結果は、できるだけ速やかに整理して、常に現場事務所等におき、必要に応じて監督職員に提示できるようにしておかなければならない。

(3) 実行記録写真管理

(a) 実行記録写真の撮影要領

ア. 実行記録写真は、事業完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等実行管理に役立たせるために撮影するものとし、事業着手前の状況から事業完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

イ. 各作業種別の実行記録写真の撮影は、別表「実行写真の撮影要領」によるものとする。

(b) 実行記録写真の撮影と整理

ア. 実行記録写真の撮影と整理は、(a)によるほか、次の各項によらなければならない。

(ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。

- ① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板
- ② 写真機（予備を用意しておくこと）
- ③ 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等

(イ) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- ① 実行の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう事業の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。
- ② 撮影後は、できるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし撮影が不完全な場合は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。
- ③ 事業完了後、出来形の確認が困難なものについては、もれなく撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても、埋設部分と関連して必要な部分、検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、もれなく撮影するものとする。
- ④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
- ⑤ 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
- ⑥ 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの部分であることを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかななければならない。
- ⑦ 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、実行前の写真になるべく実行後も残る物体を入れて撮影しなければならない。

(ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

(エ) 写真の整理方法については、実行写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集し、四ツ切以上のアルバムに貼付し、台紙下欄に次の各号について記述しなければならない。

- ① 写真中の黒板で作業種、作業内容等の明らかなものは、撮影方向と作業の説明
- ② 黒板の入っていないもの又は不明瞭なものは、黒板記載事項、撮影方向及び作業の内容

(c) デジタル写真

ア. 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ. 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

ウ. 写真ファイル

記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

エ. その他

(ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通

常の使用で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

- (イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。ただし、監督職員の下承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上決定する。また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

(別表) 実行記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影事項	説 明
事業着手前	事業箇所	事業地の遠景、近景等事業着手前の森林状況を撮る。
植栽	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植の状況について撮る。
	地拵、植付	地拵、植穴、施肥、植付等の状況について撮る。 ポール、箱尺、スケール等で寸法標示する。
保育	各作業毎	代表的箇所について各作業ごとに、作業前、作業中及び作業後の状況を撮る。
保護	各作業毎	保育に準じる。
被害	被害状況	被害状況(全景及び局所的な数量がわかるもの)、枯損、 病虫の種類状況等がわかるように撮る。
完了	作業箇所及び各作業種	着手前と同一箇所から遠景、近景及び各作業種毎作業 箇所の代表的なものについて局所的なものを撮る。
各種試験	各種試験	発芽試験、活着試験、各種適応状況がわかるように撮 る。
その他	その他必要事項	前各号に準じて撮る。

国有林野事業造林事業請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約約款に基づき、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書並びにこの約款及び設計図書を内容とする造林事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の事業を契約書記載の事業期間内に完了させることとし、甲は、その請負金を支払うものとする。
- 3 仮設、実行方法その他事業を完了するために必要な一切の手段（以下「実行方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約に関し乙が甲に提出する書類は、特別な事情のない限り、監督職員を経由しなければならない。
- 6 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって、甲に提出された日とみなすものとする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第52条の規定に基づき甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 乙が共同事業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為は、共同事業体の代表者を相手方とし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同事業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連事業・関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の実行する事業と甲の発注に係る第三者の実行する他の事業又は第三者の施工する他の工事が実行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実行につき、調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う事業又は工事の円滑な実行又は施工に協力しなければならない。

(事業計画書)

- 第3条 乙は、事業計画書を作成し、契約締結の日から10日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に基づき提出された書類の内容に不相当と認めるものがあるときは、乙と協議の上、修正させることができる。

3 前2項の規定は、事業計画書を変更する場合についても準用する。

(契約の保証)

第4条 乙は、契約締結と同時に、次の各号のいずれかによる保証を付さなければならない。ただし、第5号による保証を付する場合には、履行保証保険契約の締結後、乙は直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関等による保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券の提出

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定に基づき乙が同項第2号又は第3号の保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号による保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負金額の変更があった場合には、甲又は乙は、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、事業の目的物及び材料のうち、第13条第2項の規定に基づく検査に合格したもの及び第31条第2項の部分検査に合格したもの並びに仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を自ら実質的に関与することなく一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

3 甲は、乙から事業の一部を委任又は下請負により事業を行いたい旨の書面による申請があった場合は、当該下請負者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、委任又は下請負の可否を判断するものとする。

(委任又は下請負者の通知)

第7条 甲は、乙に対し、乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の書面による通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業実行

に必要な材料、実行方法等を使用等するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、実行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の記載がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、この限りでない。

(監督職員)

第9条 甲は、監督職員を定めたときは、その氏名を、乙に書面により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定める権限（適用しないものを除く。）及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任した権限のほか、設計図書で定めるところにより、次の権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾及び協議

(2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業の実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）

(3) 関連する2以上の事業の事業進捗状況等の調整

(4) 第15条に規定する支給材料及び貸与品の授受

3 甲は、2名以上の監督職員を定め前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、それぞれ乙に書面により通知しなければならない。

(現場代理人)

第10条 乙は、現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を、作業着手前に、甲に対し、書面により通知しなければならない。現場代理人を変更した場合も同様とする。

2 乙は、自ら直接雇用する者（本契約に係る入札公告の前から雇用関係が継続している者に限る。）の中から現場代理人を定めるものとする。

3 現場代理人は、この契約の履行に当たり、事業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとする。また、現場代理人は、請負金額の変更、請負金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

4 乙は、複数の現場で同時に事業を行う場合は、原則として、その現場ごとに現場代理人を常駐させるものとする。ただし、複数箇所の現場を一の現場として扱うことが合理的と考えられる場合は、甲と乙の協議により、当該複数箇所の現場を一の現場として扱うことができるものとする。

5 乙は、第3項の規定にかかわらず、あらかじめ甲に通知することにより、自らの権限を行使することを妨げない。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(事業関係者に関する請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、乙

に対し、その理由を記載した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲及び監督職員は、乙が事業を実行又は管理するために使用している下請負人、労働者等で事業の実行又は管理につき著しく不相当と認める者があるときは、乙に対し、その理由を記載した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定に基づく請求があったときは、当該請求に係る具体的対応を決定し、請求を受けた日から10日以内に、甲に、書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対し、その理由を記載した書面により、必要な措置を請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、当該請求に係る具体的対応を決定し、請求を受けた日から10日以内に、乙に、書面により通知しなければならない。

(材料の品質及び検査、実行記録の整備等)

第13条 事業に使用する材料の品質については、設計図書に定めるところによるものとする。ただし、設計図書にその品質が記載されていない場合にあっては、材料は、中等以上の品質を有しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督職員の検査又は確認を受けて使用するものと指定された材料については、当該検査に合格したもの又は当該確認がされたものを使用しなければならない。この場合において、検査又は確認に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督職員は、乙から前項の検査又は確認を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、甲が特に必要があると認めて設計図書において指定した材料の調達をしたときは、設計図書の定めるところにより、当該材料の納入時の記録写真及び受払いの記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 乙は、事業現場内に搬入した材料を、監督職員の承諾を受けずに事業現場外に搬出してはならない。
- 6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格とされた材料又は確認がされなかった材料については、当該決定を受けた日から7日以内に事業現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い、実行記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上実行するものと指定された事業については、当該立会いのもとで実行しなければならない。

- 2 監督職員は、乙から前項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 3 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないためその後の事業の実行に支障をきたすときは、乙は、監督職員に通知した上で、当該立会いを受けることなく、事業を実行することができる。この場合において、乙は、当該事業の実施を適切に行ったことを証する実行写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 乙は、前項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて実行写真等の記録を整備すべきものと指定した事業を実施するときは、設計図書の定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 前2項の場合において、実行写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのもとで、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に受領書又は借用書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することができなかった隠れた瑕疵があり、設計図書の定めと異なっているとき又は使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項又は前項の規定に基づく通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は設計図書の支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、或いは理由を記載した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 前項の規定は、甲が必要があると認めるときに、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することを妨げない。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、事業期間又は請負金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、その損害に係る費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料又は貸与品を、この契約の履行に直接必要な用途以外に利用又は使用してはならない。
- 9 乙は、支給材料又は貸与品を、善良な管理者の注意義務をもって管理・保管しなければならない。
- 10 乙は、設計図書に定めるところにより、事業の完了、設計図書の変更、契約解除等によって支給材料又は貸与品が不要となったときは、直ちに当該支給材料又は貸与品について監督職員の検査を受け、甲の指示した時期及び場所において甲に返還しなければならない。
- 11 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて甲の指定する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 12 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に記載されていないときは、監

督職員の指示に従わなければならない。

（事業用地の確保等）

- 第16条 甲は、事業用地その他設計図書において定められた事業の実行上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を、乙が事業の実行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された事業用地等を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 事業の完了、設計図書の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に乙が所有又は管理する材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有又は管理するものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該事業用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が、正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を撤去し又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の行う撤去又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、甲の撤去又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する物件の撤去又は事業用地等の修復若しくは取片付けに関し乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が、乙の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の措置請求、破壊検査等）

- 第17条 乙は、事業の実行部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員が必要な措置を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認めるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときはその損害に係る費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項、第3項若しくは第4項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、事業の実行部分が設計図書に適合しない場合において、必要があると認めるときは、乙に通知した上で、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 乙は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、監督職員による確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 事業現場の形状、地質、湧水等の状態、実行上の制約等設計図書に示された自

然的又は人為的な実行条件と実際の事業現場が一致しないこと

(5) 設計図書に記載されていない実行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと

- 2 監督職員は、前項の規定に基づく確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合は、この限りでない。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査結果（必要な措置をとるべきことを指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、速やかに乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の調査において第1項第1号から第3号までのいずれかの事実が確認された場合であって、必要があると認めるときは、甲は、設計図書を訂正し又は変更しなければならない。
- 5 第2項の調査において第1項第4号又は第5号のいずれかの事実が確認された場合であって、必要があると認めるときは、甲乙協議し、甲は、設計図書を変更しなければならない。
- 6 前2項の規定に基づき設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときはその損害に係る費用を負担しなければならない。

（事業の中止、設計図書の変更等）

第19条 事業用地等の確保等ができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことができないものにより事業現場の状態が変動したため、事業を実施できないと認めるときは、甲は、事業の中止内容を直ちに乙に通知した上で、事業の全部又は一部の実行を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前条第4項若しくは第5項又は前項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、乙に書面により通知した上で、設計図書を変更し、又は事業の一部若しくは全部の実行を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定に基づき事業の実行を一時中止させた場合又は前項の規定に基づき設計図書を変更した場合であって、必要があると認めるときは、事業期間若しくは請負金額を変更し、又は乙が事業の続行に備え事業現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その損害に係る費用を負担しなければならない。

（乙の請求による事業期間の延長）

第20条 乙は、天候不良、第2条の規定に基づく関連事業の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により事業期間内に事業を完了することができなときは、甲に対して遅滞なく、その理由を詳記した書面により事業期間の延長を請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、その理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障がないと認めるときは、事業期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知しなければならない。

(甲の請求による事業期間の短縮等)

第21条 甲は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮を、乙に対し書面により請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定に基づき事業期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常延長すべきとされる期間に満たない期間への変更を書面により請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときはその損害に係る費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第22条 前2条の規定に基づく事業期間の変更は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、事業期間の変更事由が生じた日(第20条の場合にあっては甲が事業期間変更の請求を受けた日。前条の場合にあっては乙が事業期間変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第23条 請負金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定に基づき、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。

4 前項の協議開始の日については、第2項の規定を準用する。この場合において、「請負金額の変更事由」とあるのは「甲が費用を負担すべき事由」と読み替えるものとする。

(賃金水準又は物価水準の変動による請負金額の変更)

第24条 甲又は乙は、事業期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を書面により請求することができる。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、変動前残請負金額(請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残請負金額(変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残請負金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残請負金額の1000分の15を超える額につき、請負金額を変更しなければならない。

3 変動後残請負金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に書面により通知する。

- 4 第1項の規定に基づく請求は、本条の規定に基づき請負金額の変更を行った後再度請負金額の変更の請求をすることを妨げるものではなく、その手続きについては、前3項の規定を準用する。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「本条の規定に基づき最後に請負金額を変更した日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により事業期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不適當となったとき、又は予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定に基づくほか、請負金額の変更を書面により請求することができる。
- 6 前項の場合において、請負金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に書面により通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、第1項又は第5項の請求があった日から7日以内に甲が協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に書面により通知することができる。

(臨機の措置等)

- 第25条 乙は、火災等の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の臨機の措置をとった場合において、乙は、その措置の内容を監督職員に直接に通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、乙に対して所要の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定に基づく措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、甲が負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。
 - 5 前項の協議開始の日については、第23条第2項の規定を準用する。この場合において、「請負金額の変更事由」とあるのは「甲が費用を負担すべき事由」と読み替えるものとする。

(一般的損害)

- 第26条 事業の完了前に生じた損害（次条第1項又は第28条第1項に規定する損害を除く。）は、乙が、その損害に係る費用を負担する。ただし、その損害（第48条第1項の規定に基づき付された保険により填補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害等)

- 第27条 事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定に基づき付された保険

により填補されたものを除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものに係る費用については、甲が負担する。

- 2 第三者に損害を及ぼした場合その他事業の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条 事業の完了前に、天災等であって甲乙双方の責に帰することができない事由(以下「不可抗力」という。)により、作業区域、事業目的物、仮設物、貸与品又は事業現場に搬入済みの材料(支給材料を含む。)若しくは林業機械器具等に損害が生じたときは、乙は、損害発生後直ちに、その状況を甲に書面により通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に基づき損害の状況が確認されたときは、損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定に基づき付された保険により填補されたものを除く。以下本条において同じ。)に係る費用の負担を、甲に書面により請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定に基づき乙から損害に係る費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(作業区域、事業目的物、仮設物又は事業現場に搬入済みの材料若しくは林業機械器具等の損害に係る額であって、第13条第2項の検査、第14条第1項の立会い又は第31条第2項の検査その他乙の事業実行に関する記録等により確認することができるものに限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 作業区域、事業目的物及び通常妥当と認める材料の損害の額については、これらの損害に相応する請負金額とし、当該事業目的物及び材料に残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物及び通常妥当と認める林業機械器具等の損害の額については、当該事業で償却することとしている当該仮設物及び林業機械器具等の償却費の額から、損害を受けた時点における作業区域及び事業目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における負担については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「損害合計額」とあるのは「累計損害合計額」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第29条 甲は、第15条、第17条から第19条まで、第21条又は第24条から第26条までの規定に基づき請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、増額すべき請負金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて、設計図書を変更することができる。

この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、第23条第2項の規定を準用する。この場合において、「請負金額の変更事由」とあるのは「請負金額の変更事由又は甲が費用の負担すべき事由」と読み替えるものとする。

(事業の完了及び検査)

第30条 乙は、事業を完了したときは、直ちに事業完了届を甲に提出しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の事業完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査（以下本条において単に「検査」という。）を行わなければならない。この場合において、乙が立会わず、又は立会うことができないときは、乙は、甲又は検査職員が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 甲又は検査職員は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 甲は、第2項の検査を完了したときは、当該検査の結果を、乙に書面により通知しなければならない。
- 6 乙は、第2項の検査に合格しなかったときは、甲又は監督職員若しくは検査職員の指示により手直し又は改良を行い、再度甲又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合の手続き等については、前5項の規定を準用する。
- 7 合格した検査に係る事業完了届を受理した日が、事業期間の末日を経過した場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る事業完了届を受理した日までの日数を、乙の事業遅滞日数として取り扱うものとする。
- 8 甲が乙に対し第2項又は第6項の検査に合格した旨を書面により通知したときをもって、事業の目的物について、甲は乙から引渡しを受けたものとみなす。
- 9 乙は、甲から検査に合格した旨を書面により通知を受けたときをもって、事業の全部を完了したものとする。

(部分検査)

第31条 乙は、事業の一部が完了してその区分が明らかなものについては、部分完了届を提出して、当該部分の検査を甲に請求することができる。

- 2 甲又は検査職員は、前項の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求があった日から起算して10日以内に乙の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の検査を行わなければならない。この場合において、乙が立会わず、又は立会うことができないときは、乙は、甲が行った検査結果に対して異議を申し立てることができないものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 甲は、第2項の検査を完了したときは、当該検査の結果を、乙に書面により通知しなければならない。

- 6 第1項の請求があった場合において、甲が適当でないと認めるときは、その理由を明らかにして、その旨を乙に書面により通知しなければならない。
- 7 甲が乙に対し第2項の検査に合格した旨を書面により通知したときをもって、その合格した部分について、甲は乙から引渡しを受けたものとみなす。

(請負金の支払)

第32条 乙は、第30条の検査に合格したときは、請負金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により第30条第2項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する支払請求書を受理した日から請負金を支払わなければならない日までの期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、事業の目的物について乙から引渡しを受ける前においても、事業の目的物の全部又は一部を、乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、善良な管理者の注意をもって事業の目的物を使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定に基づき事業の目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害に係る費用を負担しなければならない。

(部分払)

第34条 乙は、事業完了前に第31条の規定に基づく部分検査に合格したものがあるときは、その部分検査合格分及び部分検査合格分において使用した設計図書に基づく材料に相当する請負金額（以下「請負金相当額」という。ただし、既に部分払金の支払があり、再度部分払の請求をする場合においては、請負金相当額から既に部分払の対象となった請負金相当額を控除した額とする。）の10分の9以内の範囲において、部分払を所定の手続きに従って請求することができる。

- 2 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、請負金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。

部分払金の額 $\leq$ 請負金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負金額})$

- 3 部分払金の支払については、第32条の規定を準用する。この場合において、同条中「検査」とあるのは「部分検査」と、「請負金」とあるのは「部分払金」と、同条第3項中「第30条第2項に規定する検査の期限の期間内」とあるのは「部分完了届を受理した日から起算して10日以内」と読み替えるものとする。

(部分引渡し)

第35条 事業の目的物について、設計図書において事業の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分に係る事業が完了したときは、部分引渡しに係る手続き及び請負金の

支払については、第30条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第30条中「事業」とあるのは「指定部分に係る事業」と、「事業の目的物」とあるのは「指定部分に係る事業の目的物」と、第32条中「請負金」とあるのは「部分引渡しに係る請負金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定に基づき準用される第32条第1項の規定に基づき請求することができる部分引渡しに係る請負金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定に基づき準用される第32条第1項に基づく請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に書面により通知する。

部分引渡しに係る請負金の額＝指定部分に相応する請負金の額×（1－前払金額/請負金額）

（前金払）

第36条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託した場合は、請負金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定に基づき前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託した場合は、請負金額の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。なお、中間前払金の支払については、前項の規定を準用する。

- 4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

- 5 乙は、請負金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負金額の10分の4（第3項の規定に基づき中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金の支払を請求することができる。なお、この前払金の支払については、第2項の規定を準用する。

- 6 乙は、請負金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額10分の5（第3項の規定に基づき中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、請負金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、甲は、その超過額が返還される前に第34条又は前条の規定に基づき支払をしようとするときは、その支払額の中から返還される超過額分を控除することができる。

- 7 前項の規定に基づき、乙が前払金の超過額を返還する前にさらに請負金額が増額された場合において、増額後の請負金額が減額前の請負金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負金額が減額前の請負金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負金額の10分の5（第3項の規定に基づき中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を前項の期間内に返還しなければならない。

- 8 甲は、乙が第6項又は第7項の規定に基づき超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、返還期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第37条 乙は、前条第5項の規定に基づき前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第38条 乙は、前払金を、この事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料又は保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（第三者による代理受領）

- 第39条 乙は、甲の承認を得て、請負金額の全部又は一部については、甲の承認を得た第三者を代理人として受領させることができる。
- 2 甲は、前項の規定に基づき乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して、第32条（第34条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（部分払金等の不払に対する事業実行の一時中止）

- 第40条 乙は、甲が第34条又は第36条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、事業の全部又は一部の事業実行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を記載した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に基づき乙が事業の実行を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、事業期間若しくは請負金額を変更し、又は乙が事業の続行に備え事業現場を維持し若しくは労働者、林業機械器具等を保持するための費用その他の事業実行の一時中止に伴う増加費用を負担し、乙に損害を及ぼしたときは、損害に係る費用又は損害額を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

- 第41条 甲は、事業の目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することはできない。
- 2 前項の規定に基づく瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、書面によるものとし、第30条第8項（第35条において準用する場合を含む。）又は第31条第7項の規定に基

づく引渡しを受けたとみなす日から1年以内に行わなければならない。

- 3 甲は、事業の目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に書面により通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 事業の目的物の瑕疵が支給材料又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、第1項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が支給材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞に係る損害金等)

第42条 乙の責に帰すべき事由により事業期間内に事業を完了することができない場合は、甲は、損害金の支払を、乙に書面により請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負金額（部分引渡しに係る請負金の支払があった場合は、同請負金額を控除した額）に対し、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により第32条第2項（第34条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定に基づく請負金の支払が遅れた場合においては、乙は、当該請負金に対し、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に書面により請求することができる。

(甲の契約解除権)

第43条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しないとき
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき
- (3) 第10条第1項の現場代理人を設置しなかったとき
- (4) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき
- (5) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (6) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき
- (7) 第5号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について、不正行為をしたとき
- (8) 天災、不可抗力その他乙の責に帰しえない事由によって、事業を完了する見込

みがないと認めるとき

- 2 乙は、この契約に関して乙又は乙の代理人が前項第5号又は第6号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号から第4号まで及び第7号の事由により契約を解除されたときは、乙は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第4条第1項の規定に基づき契約保証金の納付又はこれに代わる担保となる有価証券等の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保となる有価証券等をもって違約金に充当することができる。

第44条 甲は、事業が完了するまでの間は、前条第1項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第45条 乙(共同事業体にあつては、その構成員を含む。)が次のいずれかに該当するときは、乙は、甲の請求に基づき、請負金額(契約締結後請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額)の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、甲は、乙に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき
 - (2) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき
 - (3) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は

乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の契約解除権)

第46条 乙は、次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

(1) 第19条第2項の規定に基づく設計図書の変更により、同条第3項の規定に基づき請負金額が3分の2以上減少したとき

(2) 第19条第1項又は第2項の規定に基づく事業の全部の実行の中止期間が事業期間の10分の5(事業期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき

(ただし、事業の一部が中止された場合にあっては、中止された部分を除いた事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき)

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき

2 乙は、前項の規定に基づく契約解除によって乙に損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

3 乙は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由以外の事由により、契約を解除するときは、甲に対し請負金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指示する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第47条 第43条又は第44条の規定に基づき契約が解除された場合においては、甲は、事業の実行部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び当該検査部分に使用した設計図書に基づく材料並びに事業現場に搬入済みの設計図書に基づく材料(第13条第2項の規定に基づき監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。)に相応する請負金を、乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第36条第1項の規定に基づき前払金が支払われているときは、当該前払金の額(第34条の規定に基づく部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を、事業の実行部分に相応する請負金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条の規定に基づくときにあつてはその余剰額に前払金の支払の日から返還日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は前条の規定に基づくときにあつてはその余剰額を、甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の事業の実行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若

しくはき損したとき、又は事業の実行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 契約が解除された場合において、事業用地等に乙が所有又は管理する資材その他の物件（下請負人の所有又は管理する物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去し、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去しないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができず、また、甲の処分に要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段の規定に基づく返還に関し、乙がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条又は第44条の規定に基づくときは甲が、前条の規定に基づくときは甲の意見を聴いて乙が定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が、乙の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第48条 乙は、材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（保険に準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の保険に関し契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
 - 3 乙は、材料等を第1項の設計図書に定められた保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（国有林野等の損害）

- 第49条 乙は、乙又は乙の現場代理人若しくは乙が雇用する労働者若しくは下請負者が国有林野又は産物等に損害を加え、甲が必要と認めるときは、甲の指定した期間内に損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第50条 乙が、この契約に基づく損害の賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、同期間内に支払われない賠償金等の額に甲の指定する期間を経過した日から請負金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負金額とを相殺する。なお、相殺しても賠償金等の残価がある場合には、甲は、残りの賠償金等を追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（乙の報告義務等）

第51条 甲は、必要に応じて、乙に対して、この契約による事業の実行状況等について報告を求めることができる。

2 乙は、労働災害（死亡災害又はこれに準ずる重大な災害）が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（あっせん又は調停）

第52条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約について甲と乙との間において紛争が生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 現場代理人の職務の執行に関する紛争その他乙が事業を実行するために使用している下請負人、労働者等の事業の実行又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定に基づき乙が具体的対応を決定した後若しくは同条第5項の規定に基づき甲が具体的対応を決定した後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、前項のあっせん又は調停によることができない。

3 第1項に規定する第三者は、乙の意見を聴いた上で甲が選定するものとする。

（契約外の事項）

第53条 この約款に定められていない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

発注者 住 所 鹿児島市浜町12-1

分任支出負担行為担当官

氏 名 鹿児島森林管理署長 平沼 孝太 印

請負者 住 所

氏 名 印

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。